

様式第4号(第12条関係)

北栄町指令受環第680号

一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可証

住 所 鳥取県倉吉市広瀬町1713  
法 人 名 有限会社 松井商店  
氏 名  
(代 表 者 ) 代表取締役 松井 啓介

複写厳禁

令和3年3月4日付で申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項並びに北栄町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和3年3月10日

北栄町長 松本 昭夫



記

1 事業の種類

一般廃棄物の収集運搬

2 事業の区域

北栄町内全域

3 取り扱う一般廃棄物の種類

一般廃棄物(ごみ)

4 許可の期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日

5 一般廃棄物の搬入先

鳥取中部ふるさと広域連合ほうきりサイクルセンター

6 許可の条件

- (1) 搬入については、搬入先の指示に従うこと。
- (2) 委託・許可分の混載及び、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの混載及び、市町間の混載はしないこと。
- (3) 収集運搬(搬入)実績報告書を翌月10日までに提出すること。

- (4) 従業員等、申請内容に変更のあった場合は速やかに変更申請を行うこと。
- (5) 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消すものとする。

(審査請求等に関する教示)

1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北栄町長に対し書面により異議申し立てをすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取り消しを求める訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日(前項の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに係る決定を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、北栄町を被告として(北栄町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えをすることができなくなります。